**県営住宅集会所を活用したフードパントリー事業運営団体募集要項**

　　 埼玉県では、県営住宅の集会所を活用して、県営住宅に入居している多子世帯やひとり親世帯など、子育て中で食品支援が必要な家庭等を主な対象として食品を無料で配布するフードパントリー事業（以下「当事業」という。）を実施する団体又は個人（以下「運営団体」という。）を募集しています。

１　概要

　フードパントリーによる食品配布の実施場所として県営住宅の集会所を利用できます。

　　集会所を使用する日時や頻度、利用方法などの詳細については、集会所を管理する自治会（以下、「自治会」）と協議して決めていただきます。

２　募集地域及び募集団体数

（１）募集地域

　　　県営住宅がある県内市町村　（実施可能な場所については、実施場所の例を参考にし

　　　てください。）

（２）募集団体数

　　　５カ所程度（５団体程度）

※応募書に、希望する地域（市町村名）、県営住宅名をご記入ください。

※応募のあった地域の県営住宅の自治会に、応募順に諮りますので、実施の使用の可否の決定までには一定期間お待ちいただくことになります。

※条件が折り合わない場合は地域の変更や事業開始の延期が可能ですが、希望に応じた活動場所の提供を確約するものではありません。

３　募集期間

　　令和５年４月３日（月）から

４　運営期間

　　１年間（延長を認める）

５　運営に際しての留意事項

（１）フードパントリー事業の食品無償配布場所として集会所を使用する場合に限ります。

（２）事業開始時に、フードパントリーの対象者の募集案内を団地内の入居者（子育て世帯等）に対して周知してください。周知方法は、県営住宅自治会と協議してください。

 （３）運営経費はすべて運営団体負担となります。県からの補助はありません。

（４）集会所の使用料は無料ですが、使用に伴う光熱水費等の費用は、原則、運営団体の負担になります。

（５）使用に際しては、埼玉県県営住宅集会室管理要綱及び自治会のルールに基づき利用してください。

（６）県営住宅入居者からボランティアを募る場合は、自治会と協議してください。

（７）特定の政治的活動や宗教活動を行う団体や反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員）に該当する場合は応募できません。

（８）法令その他公序良俗に反する活動を行っている場合は応募できません。

（９）運営に際しては、保険への加入、感染症対策の実施、個人情報保護、損害賠償負担など事故対応を措置するなどし、適切な利用に努めてください。

（10）実施状況等に関し、埼玉県及び埼玉県住宅供給公社から問い合わせや照会があった場合には、協力してください。

６　県営住宅集会所の概要（集会所により異なります）。

|  |  |
| --- | --- |
| 床面積 | 50㎡～100㎡程度 |
| 主な設備例 | 玄関、ホール、トイレ、手洗い場、エアコン |
| 主な備品例 | 机（折り畳み式）、いす（折り畳みパイプ式） |

　　※　冷蔵・冷凍設備・厨房設備は基本的にありません。

７　提出書類・提出先

（１）提出書類　・応募書【様式】

　　　　　　　　　・添付書類（会則（定款）、役員名簿、団体の概要資料（パンフレット、

　　　　　　　　　　　　　　チラシなど））

（２）提出先

　　　埼玉県都市整備部住宅課　県営住宅管理担当（フードパントリー）

　　　電子メール　　a5550-03@pref.saitama.lg.jp

　　　ＦＡＸ　　　０４８－８３０－４８８８

　　　郵送・持参　　〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号

　　　問い合わせ　（電話）０４８－８３０－５５６４

８　応募から事業の実施まで

（１）　上記提出書類の提出後、上記５の事項を満たす適当な団体であると認められる場合は、運営団体名簿への登録を行います。

（２）　登録後、希望する地域の県営住宅の自治会と県が、集会所の活用について協議します。

　　（所要期間は、１～２か月程度をお見込みください。また、年度末や年度当初は自治会役員の異動があるため、さらに時間を要する場合があります。）

（３）　自治会と県との協議が整った後、改めて、応募者と自治会で集会所の利用方法や運営開始時期、開催頻度、光熱水費の負担などの詳細を協議していただきます。協議が成立した場合に運営が開始できます。

（４）　諸条件が折り合わない場合は、運営できません。

（５）運営開始前に、運営開始届を提出して頂きます。

（６）　運営開始後は、埼玉県からの求めに応じて運営報告書を提出して頂きます。

（７）上述のとおり、原則として運営にかかる経費は運営団体負担ですが、初期経費については補助制度の対象となる場合があります。（上限2万円）